

岐阜県公報

目次

岐阜県会計規則の一部を改正する規則	(出納管理課)	一
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
告示		
岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正	(出納管理課)	三
岐阜県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正	(同)	三
岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正	(同)	三

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に次の一号を加える。

五 その他会計管理者が必要と認められたもの

第二十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、随時の収入であつて会計管理者が必要と認められたものについては、この限りでない。

第四十三条の二第二項中「県税」の下に「(地方法人特別税を含む。)」を加える。

第四十四条の二第二項中「第百六十一条第一項第十四号」を「第百六十一条第一項第十七号」に改める。

第四十四条の三第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第一百七十七条第一項中「年三・三パーセント」を「年三・一パーセント」に改める。

第二百二十二条第二項中「超えないもの」の下に「(契約書を作成したものを除く。)」を加える。

第四百四十一条第一項中「一人」を「一人以上」に改める。

第九百九十二条中「本庁各課にあつては必要に応じて随時に、地方機関にあつては」を削り、同条ただし書中「地方機関について」を削る。

別表二上欄中「不法投棄監視課」を「清流の国ぎぶづくり推進課」に、「地球環境課」を「環境管理課」に改める。

第三十九号様式甲備考に次の一号を加える。

4 立会人の廻遊廻覧は、検査の実施に当たり、検査書に加えて立会った職員がいる場面のみ氏名を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表農業技術センターの部を削り、同表中山間農業研究所及び畜産研究所の部中「おける生産物の売却に伴う現金の収納」を「おいて取り扱う識別カードの収納、保管及び記録管理」に改め、同表河川環境研究所の部を削り、同表警察本部総務会計課の部地域課の項の次に次のように加える。

通信指令課

通信指令課において取り扱う識別カードの収納、保管及び記録管理に関すること。

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（施設調整課、

競技式典課、競技力向上対策課及びぎぶ清流大会推進課を除く。）、議会議務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員

総括管理監

別表第一中

を

会規則第七号（第一条に規定する課

に改める。

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（総務企画課、施設調整課、競技式典課、競技力向上対策課及びぎぶ清流大会推進課を除く。）、議会議務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課

総務企画課

総括管理監（企画に関し特に命ぜられた事務を所掌する総括管理監を除く。）

別表第二中東京事務所の項を削り、自動車税事務所の項の次に次のように加える。

東京事務所

総務課長

別表第二中産業技術センターの項から森林研究所の項までを削り、計量検定所の項の次に次のように加える。

産業技術センター

総務課長

機械材料研究所

管理調整担当を命ぜられた上席の職員

情報技術研究所

管理調整担当を命ぜられた上席の職員

セラミックス研究所

管理調整担当を命ぜられた上席の職員

生活技術研究所

管理調整担当を命ぜられた上席の職員

別表第二情報科学芸術大学院大学の項及び国際情報科学芸術アカデミーの項中「総務課長」を「管理調整担当を命ぜられた上席の職員」に改め、同表農林事務所の項の次に次のように加える。

農業技術センター	総務課長
中山間農業研究所	管理調整担当を命ぜられた上席の職員
畜産研究所	総務課長
河川環境研究所	管理調整担当を命ぜられた上席の職員

別表第二岐阜家畜保健衛生所の項を削り、同表家畜保健衛生所の項中、「(岐阜家畜保健衛生所を除く。)」を削り、同表森林文化アカデミーの項の次に次のように加える。

森林研究所	管理調整担当を命ぜられた上席の職員
-------	-------------------

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百三十五号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示(昭和三十九年岐阜県告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表二株式会社十六銀行美濃加茂支店の項中、「加茂農林高等学校」の下に、「可茂特別支援学校」を加える。

岐阜県告示第百三十六号

岐阜県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成八年岐阜県告示第百八十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第八条中「出納事務局出納課」を「出納事務局出納管理課」に改める。

附則

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県告示第百三十七号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「坂祝町」を
川辺町
七宗町
八百津町
白川町
東白川村」
に改める。

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター